様式第4号

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

都留市長

都留市親元就農者経営安定支援事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった都留市親元就農者経営安定支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定します。

１　補助金の交付の対象となる事業は、　年　月　日付けで申請のあった都留市親元就農者経営安定支援事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとします。

２　補助金の交付決定額は、次のとおりとします。

補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　円

３　補助金の交付の条件は次のとおりとします。

（１）就農状況報告について

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間、毎年3月末までにその直前の12箇月の就農状況報告（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

ただし、初回の報告対象期間は就農日から交付年度の3月末までとし5年間の報告対象期間は交付期間終了日の翌日から起算して5年を経過する日までとする。

（２）住所等変更報告について

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1箇月以内に住所等変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（３）就農中断報告について

交付対象者は、交付期間終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1箇月以内までに市長に就農中断届（様式第7号）を提出しなければならない。

なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（様式第8号）を提出しなければならない。

（４）離農報告について

交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1箇月以内に離農届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

４　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は次のとおりとします。

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

　　ア　偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ　交付期間終了後5年間営農を継続しなかった場合（ただし、都留市親元就農者経営安定支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者を除く。）

ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

（２）補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じます。

（３）交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95％の割合で計算した加算金を都留市に納付しなければならない。

（４）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞金を都留市に納付しなければならない。